

# 宮城県外来対応医療機関確保事業補助金Q & A

令和5年7月4日 現在

No.	質問	回答
(1) 全般		
1	本事業の内容を教えてください。	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更により、幅広い医療機関が新型コロナウイルス感染症の患者の診療に対応する体制へと段階的に移行していくため、外来対応医療機関の新設に伴い必要となる初度設備等の支援を行うものです。
2	本補助金はどのような医療機関が対象となるか教えてください。	令和5年3月10日以降に新たに外来対応医療機関（令和5年5月7日以前は診療・検査医療機関）の指定を受け、少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関として発熱患者等の診療に対応する保険医療機関が対象です。
3	令和5年3月10日以前に「診療・検査医療機関」の指定を受けた医療機関は申請ができますか。 また、これまでに「診療・検査医療機関」の指定を受けたものの、医療機関側の都合により指定の取消しをしている場合、再度外来対応医療機関の指定を受ければ、本補助金を申請することができますか。	いずれの場合も申請できません。 ※令和5年3月10日以降に新たに外来対応医療機関（令和5年5月7日以前は診療・検査医療機関）の指定を受けた医療機関が対象です。
4	外来対応医療機関の指定を受けるにはどのような手続きが必要となりますか。	宮城県HP「外来対応医療機関の新規指定・変更等」を参照してください。 ( <a href="https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/covid-19_gairai.html">https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/covid-19_gairai.html</a> )
5	申請した後に外来対応医療機関の指定を解除した場合はどうなりますか。	少なくとも令和5年度内（令和6年3月31日まで）は指定を継続いただくようお願いいたします。 年度途中に指定解除となった場合は、交付した補助金の返還を求めことになります。

No.	質問	回答
6	令和5年度中に継続して外来対応医療機関の指定を受けていれば、新型コロナウイルス感染症の診療実績がなくてもよいですか。	診療実績は補助要件となっていません。
(2) 申請関係		
7	補助金の対象となる期間を教えてください。	令和5年3月10日から令和5年9月30日の期間です。 上記期間内に事業実施（発注、納品等）が完了した経費が対象となります。
8	交付申請より前に発注した設備等も対象となりますか。 必ず発注前に交付決定を得る必要がありますか。	交付申請又は交付決定より前に発注した事業についても、補助要件を満たす場合は補助対象となります。 （発注時期：3/10以降・完了時期：9/30まで） ただし、当該経費が要件を満たし、補助対象となるか否かについては、県の審査後交付決定をもって確定しますので、交付決定前に発注される場合はご注意ください。
9	交付申請時に添付が必要な書類はどのようなものですか。	次の書類の提出をお願いします。①、②全ての提出が必要です。 なお、インターネットで発注される場合、金額や整備内容が確認できる画面やメールの写しでも構いません。 ①整備内容が確認できるもの（仕様書、カタログ等の写し） ②対象経費の予定金額が確認できるもの（見積書等の写し）
10	既に事業が完了していますが、交付申請書と実績報告書両方の提出が必要ですか。	両方の提出が必要になります。実績報告の提出については、交付決定後にご提出いただきます。
11	既に設備が発注、納品されており、見積書がない場合は交付申請書を提出する際どうすればよいでしょうか。	見積書がない場合は納品書、請求書の写しを添付してください。
12	見積書等の容量が大きく、電子メールで申請できない場合どうすればよいでしょうか。	下記の宛先まで郵送願います。 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県 保健福祉部 疾病・感染症対策課 設備整備補助金担当

No.	質問	回答
(3) 対象経費		
13	どのような経費が対象となりますか。	<p>外来対応医療機関の新設に伴い<b>真に必要となる初度設備</b>の整備に係る経費が対象です。</p> <p>【補助対象経費の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 患者案内のための看板の設置料</li> <li>(2) ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費</li> <li>(3) 換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費</li> <li>(4) 医療機器（パルスオキシメーター等）の購入費</li> <li>(5) 非接触サーモグラフィーカメラ（検温・消毒機能付き等）の購入費</li> </ul>
14	「(1) 患者案内のための看板の設置料」について具体的に教えてください。	<p>以下①又は②の経費を対象とします。</p> <p>なお、いずれの場合も「外来対応医療機関」であることを看板に明記するとともに、発熱患者等の誘導に配慮したものとしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①看板の新設設置料</li> <li>②既存の看板の改修費</li> </ul>
15	<p>「(2) ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①自院のHPを新たに整備する場合は全額が対象となりますか。</li> <li>②HP全体を改修する場合も全額が対象となりますか。</li> </ul>	<p>原則は、ホームページそのものを新たに整備する場合であっても、可能な限り外来対応医療機関であることを明記するための費用を分けてください。</p> <p>当該費用を補助対象とします。</p>
16	「(3) 換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費」について、換気設備とはどのようなものを指しますか。	<p>給気・排気に必要となる機械や窓等の設備です。</p> <p>空気清浄機等、空気浄化のための設備は含まれません。</p>
17	「(3) 換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費」について、増築工事も対象となりますか。	<p>給気・排気に係る機械や窓等を設置するための修繕費を対象とします。</p> <p>なお、建物の価値を引き上げるような工事（増築工事）は対象外です。</p>

No.	質問	回答
18	「(4) 医療機器（パルスオキシメーター等）の購入費」について、具体的にどのようなものを指しますか。	<p>外来対応医療機関を新設するために真に必要不可欠なものであり、パルスオキシメーターや体温計などを想定しております。</p> <p><b>※検査機器や消耗品は対象外です。</b></p>
19	「(5) 非接触サーモグラフィーカメラ（検温・消毒機能付き等）の購入費」について、どのような設備が対象ですか。	<p>非接触で体温を検知することができる機能を有する設備が対象です。</p> <p>それ以外の備品（ペダル式噴霧器等）は対象外です。</p>
20	マスクや個人防護服、文房具等の診療の用に供する消耗品や机・椅子・棚等の什器、パソコンやタブレットは補助対象ですか。	<p>区分(1)～(5)のいずれかに該当するものが補助対象ですが、これらの備品・消耗品は区分(1)～(5)に該当しないため、補助対象外です。</p>
(4) 実績報告		
21	実績報告はいつ行えばよいですか。	<p>事業完了後（令和5年9月30日以降）を予定しており、詳細については別途周知します。</p>
22	交付申請時に添付が必要な書類はどのようなものですか。	<p>次の書類の添付をお願いします。①～③の全ての目的に資する資料の提出が必要です。なお、インターネットで発注される場合、金額や整備内容、整備完了日が確認できる画面やメールの写しでも構いません。</p> <p>① 整備対象の内容（対象物又は改修等の内容、数量等）、完了日が確認できるもの（納品書、仕切書、完了報告書等の写し）又は、対象経費の精算金額が確認できるもの（請求書、仕切書、領収書等の写し）</p> <p>③ 整備対象とした物や改修等の現状が確認できる写真（対象としたもの全て）</p> <p>※ 納品した複数の備品を1枚の写真に写す場合は、どの備品の写真かわかるようにしてください。</p>

No.	質問	回答
(5) その他		
23	補助金はいつ交付されますか。	申請していただいた整備内容がすべて完了後、実績報告を提出していただき、県の審査が終了次第のお支払いとなります。 詳細は別途周知しますのでお待ちください。
24	本補助金で整備した設備について、新型コロナウイルス感染症の終息後、廃棄する場合、何らかの手続きが必要ですか。	事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないとされています。したがって、補助金で整備した設備については、知事の承認が必要になります。
25	補助金で整備した備品について、知事の承認を受けて処分して得た収入はどのように扱えばよろしいですか。	補助金で整備した備品を処分して得た収入については、その収入の全部又は一部を県に納付していただくことがあります。
26	本補助金は、国（会計検査院）の会計検査の対象になりますか。	本補助金は国費を活用した事業であるため、 <u>当該事業で整備した設備等は国の会計検査の対象</u> になります。 したがって、当該補助金で整備した設備等につきましては、他の目的で使用するご留意いただくとともに、契約書、請求書、納品書等の証拠書類につきましては、他の書類と区別し、5年間保管しておいてください。 ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、5年を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める日のいずれか遅い日まで保管しておかなければなりません。

No.	質問	回答
27	消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について教えてください。	<p>本補助金は、消費税を含めた金額で交付しますが、医療機関の消費税の申告状況により、補助金の対象経費の仕入に係る消費税を実質的に負担していないことになります。</p> <p>したがって、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、仕入控除税額報告書を提出していただきますので、ご承知おきください。</p> <p>提出時期等の詳細については、あらためてご連絡いたします。</p>